　参考資料４

**吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針**

**令和６年（2024年） 12 月**

**吹　田　市**

**はじめに**

本市では、令和５年（2023年）12月から「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」（以下「条例」という。）を施行しています。

　本条例は手話が言語であることの理解の促進及び普及を図るとともに、手話だけではなく、　障がい者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を広く促進していくことを目的として　います。

　また、基本理念として、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるとの認識を持つことと、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行うことと定めています。

　この基本理念に基づき、「市の責務」「市民の役割」「事業者の役割」を明らかにするとともに、市、市民、事業者の３者が協力して、障がい者の情報取得や、コミュニケーション手段を

利用しやすい環境づくりを進めていきます。

そして、条例の理念を実現するため、条例第８条第１項に基づき、手話への理解の促進と普及や障がい者のコミュニケーション手段の円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための推進方針を策定します。

**第１　推進方針**

条例第８条により、市が施策を推進するための方針は以下の３点とします。

１　手話への理解の促進及び普及

　　手話が言語であるという理解を広めるとともに、多くの人に手話に関心を持ってもらえるよう、手話を学ぶ機会の提供や啓発を行い、手話によるコミュニケーションを取りやすい環境づくりを進めます。

２　障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備

　　障がい者が生活に必要な情報の取得や日常生活でのコミュニケーションにおいて困ることがないよう、手話、音訳、要約筆記、点字など障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション　　手段を用意し、選択して利用できるようにします。

３　コミュニケーション支援者の育成及び確保

　　障がい者が必要なときに、必要なコミュニケーション支援が受けられるよう、手話通訳者、　　要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員などのコミュニケーション支援者の育成　　及び確保を進めます。

**第２　現状と課題**

１　現状

コミュニケーションを取るときに求める支援について

・視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話す」が最も多く、「点字」は14.3％です。

・聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話す」が最も多く、「手話」は29.6％、「文字」は42.3％

です。

　※第７期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート結果より（令和５年（2023年）実施・対象2,000人）

２　主な課題

・手話の普及・啓発について、市としてこれまで一定の取組は行っていますが、対象者や時期が限定的であり、幅広い周知や継続的な取組が必要です。

・手話だけではなく、音訳、要約筆記、点字など、障がいの特性により、必要なコミュニケー　　　ション手段が多様であるということの理解を広め、コミュニケーション手段を整備していく　必要があります。

・窓口やイベント等での障がい者へのコミュニケーション支援については、市の各部局で対応にばらつきがあり、統一的な対応をしていく必要があります。

・病院を受診する際に診察に付き添ってコミュニケーション支援行うことができるなど、専門性の高いコミュニケーション支援ができる者が不足しており、その育成及び確保をしていく必要があります。

**第３　目標**

１　手話への理解の促進と普及

　　誰もが手話が言語であるという認識をもつとともに、手話に親しみを持てるようにします。　また、手話を使う人が安心して手話でのコミュニケーションがとれるようにします。

２　障がい者の情報取得及び障がいの有無に関わらず全ての人の円滑なコミュニケーションの推進

　　市は多様なコミュニケーション手段を用意し、生活に必要な情報の取得や日常生活でのコミュニケーションにおいて誰もが困ることがないようにします。

**第４　方向性・到達点・主な取組**

**●推進方針１　手話への理解の促進及び普及**

|  |  |
| --- | --- |
| **(１)方向性** | 手話が言語であることについて理解を広め、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話が使えるよう、学ぶ機会を提供します。また、意思疎通手段の一つとして安心して手話を使える環境をつくります。 |
| **(２)到達点** | あいさつ程度の簡単な手話を身に付けるなど、誰もが手話に親しみ、コミュニ　　ケーションをとりやすいまちにします。 |

**(３)主な取組**

【既に実施中で、今後さらに進めていく取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 市民向けの手話講座 | 基礎的な手話技能を身に付けた方を養成するとともに、聴覚障がい者に対する理解と関心を深めることを目的として、　毎年手話講習会を開催しています。今後、定員を増やすなどの対応を検討していきます。 |
| ２ | 動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信 | 吹田市イメージキャラクターすいたんと職員による手話　啓発動画を令和６年（2024年）２月から継続的に配信して　います。今後は、より多くの方に視聴いただけるよう、コンテンツを工夫していきます。 |
| ３ | 市職員向け手話研修の実施 | 市職員が市民への対応などで手話を活用できるよう、新規　採用職員や窓口職場の職員を対象とした手話研修を実施　しています。今後は、対面研修に加え、新たに動画研修を　　実施するなど、職員が手話を学ぶ機会を増やします。 |
| ４ | 市内大学の手話サークルと連携した取組 | 大学の手話サークルと連携してイベントステージでの手話の普及・啓発などを行っています。今後は、大学生の新しい視点やアイデアも取り入れ、取組を広げていきます。 |

【一部実施している取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 市報やパンフレット  ・ポスターを用いた啓発 | 条例の施行に合わせて、パンフレットとポスターを作成しています。パンフレットは市内の小・中学校や大学等へ配付し、ポスターは公共施設への掲示の他、阪急電車内にも掲示し　ました。今後は、市報に手話に関する記事を掲載するなど、より幅広い啓発に努めます。 |
| ２ | 公共施設のデジタルサイ　ネージ等を活用した、手話への理解促進 | 本庁舎のデジタルサイネージを活用して、条例施行の周知を行いました。今後は、他の公共施設に設置しているものも　含め、デジタルサイネージを活用した啓発に努めます。 |
| ３ | 学校や未就学施設における子供が手話に接する機会の提供 | 学校や未就学施設において手話への理解を促進するため、　授業や保育の中で子供が手話に接する機会の提供に努めています。今後、それぞれの学校や施設での実態把握に努め、取組の広がりを支援します。 |

【今後検討する取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 手話サロン、手話サークル　などの情報収集や紹介、活動促進への協力 | 手話講習会を修了された方の継続的な学びの場や手話に　触れる機会の場として、手話サロンや手話サークルの情報を収集し、情報提供を行います。また、団体が活動しやすい　　ような環境づくりに努めます。 |

**●推進方針２　障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備**

|  |  |
| --- | --- |
| **(１)方向性** | 障がい者が情報取得やコミュニケーションで困ることがないよう、何らかの手段を用意し、また用意していることを広く周知することで、安心して利用できる環境を整備します。 |
| **(２)到達点** | 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるまちにします。 |

**（３）主な取組**

【既に実施中で、今後さらに進めていく取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 市窓口で筆談可能である　ことを示す掲示物の設置　及び筆談マニュアルの常備 | 聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表す「耳マーク」を市の各窓口に設置しています。また、筆談のコツをまとめたマニュアルを職員向けに作成しています。今後、各窓口において、耳マークを分かりやすい場所へ設置するとともに、筆談マニュアルの常備を徹底します。 |
| ２ | 市窓口に手話通訳者を配置又は必要に応じ手配 | 市役所本庁舎及び総合福祉会館に手話通訳者を配置し、手話が必要な方が市の窓口に来られた際の手話通訳を行って　います。 |
| ３ | 社会的用務の際に手話通訳者及び要約筆記者を派遣 | 公共機関での各種手続き、医療機関の受診など社会的用務での外出において必要が生じた場合に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。今後は、これまで以上に幅広く　派遣依頼への対応が可能となるよう体制強化を検討します。 |
| ４ | 遠隔手話通訳サービス | 手話通訳者の派遣が困難な場合に、タブレットやスマート　フォン等のビデオ通話機能を利用して遠隔で手話通訳を　行っています。 |
| ５ | NET１１９の実施 | 聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方に、携帯　電話やスマートフォンのインターネット機能を用いて、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるサービスを　実施しています。今後、機会を捉えて広報活動を実施します。 |
| ６ | 点訳版、音訳版の市広報誌の発行 | 視覚障がい者向けに「点字版市報すいた」と、CD（音楽用CD版・デイジー版）で聞く「声の市報すいた」を作成し、希望者に配付しています。 |
| ７ | 市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの　字幕表示 | 聴覚障がい者が市政に関する情報を速やかに取得できる　よう、市が発信する動画や市議会本会議放映システムに字幕をつけています。 |
| ８ | 市立図書館での対面朗読の実施、点訳・音訳図書の製作・貸出 | 視覚障がい者への支援として、対面朗読の実施や、点訳・　　音訳図書を製作して、貸出を行っています。 |
| ９ | 市公式ウェブサイトの　　リニューアルに伴うウェブアクセシビリティの向上 | 令和４年（2022年）10月に、年齢や障がいの有無に関係　　なく誰でも利用しやすいよう、市公式ウェブサイトを　　　リニューアルしました。 |

【一部実施している取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 市のイベント・会議開催時に手話通訳者や要約筆記者を必要に応じ手配 | 市が主催するイベントや会議において、必要に応じて手話　通訳者や要約筆記者を配置しています。今後は、イベント・会議を開催するにあたって、障がい者への必要な配慮を整理し、庁内での意識の統一を図っていきます。 |
| ２ | 市窓口での筆談ボードの配備 | 市の窓口に筆談ボードを配備し、筆談対応を実施しています。今後は、全ての窓口への筆談ボードの配備を進めていきます。 |
| ３ | 市のイベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置 | 市が主催するイベントで必要に応じて筆談対応が可能な　ことを示す「耳マーク」や「筆談マーク」の設置をしています。今後は、開催するイベントごとに設置の検討をするよう統一を図っていきます。 |
| ４ | 災害時・緊急時の情報伝達　手段や避難所等での支援　準備及び周知 | 災害時の情報伝達手段や避難所での支援体制を整備し、周知することで、障がい者が災害時にも安心して避難所を利用　できるようにします。 |
| ５ | より視認性を高めるため、　市からの通知文書等のUD　フォント使用の統一 | 市からの通知文書などには、誰にとっても見やすく、読み　やすいUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を　　統一的に使用し、正しく情報が伝わるよう努めます。 |
| ６ | 市の発行物等における  やさしい日本語の使用 | 市の発行物等にはやさしい日本語を使用することで、分かりやすく、伝わりやすい表現に努めます。 |

【今後検討する取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | イラスト等を指さしする　コミュニケーション支援　ボードの市窓口への設置 | イラスト等を指差しすることで意思疎通を図るコミュニ　ケーション支援ボードを市の窓口に設置し、障がい者の情報取得とコミュニケーションの充実を図ります。 |
| ２ | 音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用 | ICTやAIなどのデジタル技術が急速に普及している現状を踏まえ、音声を文字化する機器の導入や、遠隔手話のさら　なる活用など、デジタル技術を活用したコミュニケーション手段の充実を図ります。 |
| ３ | 事業者等によるコミュニ　ケーション手段の確保などへの支援 | 市での取組事例の紹介や啓発を行い、事業者等による多様なコミュニケーション手段の確保が進むように支援します。 |
| ４ | 市のイベントや会議開催時の必要な支援のチェック　リスト化 | 市のイベントや会議開催時に、聴覚障がい者や視覚障がい者などへの必要な支援をあらかじめチェックリスト化して　共有することで、庁内での統一的な運用を図ります。 |
| ５ | 指定管理者及び市の委託　事業者における必要な　　コミュニケーション手段の確保 | 指定管理者や委託事業者も、市と同様に多様なコミュニケーション手段を整備するよう働きかけを行います。また、指定管理者や民間企業へ委託する際には、視覚障がい者や聴覚　障がい者へ必要な対応をするよう、ガイドライン化することや、必要な予算の計上を検討します。 |

**●推進方針３　コミュニケーション支援者の育成及び確保**

|  |  |
| --- | --- |
| **(１)方向性** | 市民が手話をはじめとしたコミュニケーション技術の習得を目指すことができる環境を整備し、技術を持った人材の育成を継続的に進めていきます。 |
| **(２)到達点** | 障がい者が必要に応じて、専門的なコミュニケーション支援を受けられるまちにします。 |

※コミュニケーション支援者

：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員など

**（３）主な取組**

【既に実施中で、今後さらに進めていく取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修 | 病院での手話通訳など、専門性の高い意思疎通支援を行う　手話通訳者を養成するための講座を、大阪府と府内中核市が共同で開催しています。 |
| ２ | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣 | 公共機関での各種手続きや医療機関の受診など社会的用務に限り、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者を派遣しています。 |

【今後検討する取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | よりレベルの高い市民向け手話講座の開催 | 現行の手話講習会とは別に、さらにスキルアップを目指す　ための講座を新たに創設するなど、より専門性の高いコミュニケーション支援者の育成に向けた取組を進めていきます。 |
| ２ | 手話通訳者が配置されて　いる医療機関リスト等の　提供 | 手話通訳者が配置されている医療機関をリスト化して市　公式ウェブサイトに公開するなど、医療機関における専門的な手話通訳者を必要とする方への情報提供に努めます。 |
| ３ | 遠隔手話などICT技術の　活用 | 民間事業者が提供する遠隔手話サービスを利用するなどICT技術を活用して、専門的な手話通訳者の確保に努めます。 |

**第５　推進体制**

１　進捗状況の確認

推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、全室課に年１回照会を行い、進捗状況を確認します。

２　進捗確認を行う会議体

１で確認した進捗状況を、市長をトップとする「吹田市障がい者福祉事業推進本部」及び「吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会（以下、専門分科会）」に報告します。

　また、専門分科会に設置した作業部会において、障がい当事者や有識者からの意見を踏まえて　本方針を策定しました。今後の進捗確認においても作業部会を毎年開催し、意見をいただきながら施策を着実に進めていきます。

３　方針の見直し

　障がい福祉計画に合わせて、３年ごとの見直しを基本としますが、２の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。